



3 返信用の封筒を作成してください。

封筒に城陽市の住民票に記載されている住所、又は城陽市に届出した転出先住所を記入し、返送用の切手を貼ってください。

\*封筒に記載された住所が前述と異なる場合、記載された住所に送付することはできませんのであらかじめご了承ください。詳しくは税務課市民税係へお問い合わせください。

4 以上の三点を封入し以下の住所にお送りください。

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地

城陽市役所税務課市民税係 宛

\*表面に「課税証明申請書在中」と朱書きしてください。

### 請求する上での注意点

(1) 現在交付できるのは以下の年度です。

**令和 6 年度 (R5. 1. 1 ~ R5. 12. 31 の間の所得)**

**令和 5 年度 (R4. 1. 1 ~ R4. 12. 31 の間の所得)**

**令和 4 年度 (R3. 1. 1 ~ R3. 12. 31 の間の所得)**

**令和 3 年度 (R2. 1. 1 ~ R2. 12. 31 の間の所得)**

**令和 2 年度 (H31. 1. 1 ~ R1. 12. 31 の間の所得)**

なお、上記の年度につきましても、申告をされていないなどの理由で申請（申告）当日に交付できないことがありますのでご了承ください。

**\* 令和 6 年度の証明書は、普通徴収の方については令和 6 年 6 月 7 日以降、給与からの特別徴収および非課税の方については令和 6 年 6 月 3 日以降の発行となります。**

(2) 郵送での代理人申請はできません。

原則、郵送での代理人申請はできません。任意代理人による請求の場合は委任状を作成のうえ窓口までお越しください。

なお、法定代理人（成年後見人、補佐人、不在者財産管理人、相続財産管理人等）による請求の場合は、法定代理人の本人確認のできるもの及び法定代理人であることが証明できる書類の写しを同封してください。

《問い合わせ先》

城陽市役所税務課市民税係

0774-56-4021